

避難口誘導灯消灯許可に関する主催者遵守事項

島根県民会館

島根県民会館大ホール及び中ホールの公演において、避難口誘導灯（以下誘導灯という）の消灯許可を受けようとする主催者の方は、以下の事項を遵守していただくようお願いいたします。

1. 消灯の許可条件

- (1) 劇場、映画館等の誘導灯を消灯する場合の取扱い（平成5年12月7日付、消防予第326号）の通知により、上演中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間（誘導灯の点灯が演出上の障害となるおそれがある時間帯）に限ります。
このことから、開演直前または上演開始の前・休憩時間・終演直後に客席照明が点灯している状態または、客席照明が一部でも点灯している状態で誘導灯のみを消灯することはできません。これに加え、遅れ客の入場が予想される時間帯は、できる限り消灯を避けてください。
- (2) 消灯が可能な誘導灯は、避難口誘導灯と通路誘導灯のみです。
- (3) 客席誘導灯（足元灯）は、消灯できません。また、カラーフィルター等を利用した減光行為、雑布等を利用して覆い隠す行為は禁止しています。
- (4) 入場客の客層（高齢者や子ども）や公演内容によって誘導灯の消灯が危険と認められる場合は、消灯できません。
- (5) 公演の開始前（開場時間帯、公演開始直前）に場内放送を利用して、誘導灯が消灯することを周知してください。観客に外国人、聴覚障害のある方などが事前に確認できている場合には、日本語及び英語を用いた案内文をロビーに掲示してください。
- (6) 舞台設営開始前に、ホール担当職員と消灯時間に関する打合せを行ってください。
また、消灯に関しては職員の指示に従ってください。
- (7) 客席に入退場できる扉（避難口）には誘導員を配置してください。
- (8) 遅れ客が入場する際には、誘導係が当該席まで案内してください。
- (9) 催物関係者（主催者、スタッフ、出演者）全てに消灯及び非常時の際の借置を周知徹底してください。

※ 上記に定めた消灯の許可条件は、松江市消防本部の指導によるものです。許可条件が遵守できない場合には、消灯を許可しません。

2. 誘導灯の消灯・点灯方法

- (1) 客席照明と連動して消灯します。(自動消灯の連動機能は、職員が操作して設定します。主催者から依頼を受けた外部スタッフは操作できません。)
 - (2) 火災発生時には、火災報知設備の作動と連動して、自動的に誘導灯が点灯します。
 - (3) その他の非常時(騒動等発生時、地震発生時、その他の事態発生時において、職員が必要と判断した時など、必要と認められる場合)には、入場者の安全を確保するため、職員が手動で点灯させます。
- ※ 非常時に職員が手動で点灯させる必要があるため、大ホール調光室、中ホール調整室には公演中に職員が常駐します。

3. 消灯許可の手続き

使用日の7日前までに、所定の「誘導灯消灯願」を提出してください。

○放送文例

(日本語)

「演出上の都合により、上演中に避難誘導灯を消灯いたします。なお、非常の際には誘導灯が点灯いたします。あらかじめ非常口をご確認いただきますようお願いいたします。」

(英語)

Today the emergency exit lights will be temporarily turned off in order to preserve the dramatic effect of the production.

In case of emergency, the exit lights will be immediately turned back on.

Please confirm the locations of the nearest emergency exits before the performance.

Thank you for your cooperation.

- ①誘導灯が消灯されること
- ②火災の際には誘導灯が点灯すること
- ③非常口の位置等避難の方法について、放送してください。